

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌
日には、
が休日
に當る)
書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成21年4月11日

三 次

鳥取県知事 西 駿 四 次

- ◆告示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
 - 土地改良区の役員の就任（二件）（農村整備課）
 - 保安林の指定の解除予定（造林課）
 - 基本測量の実施（管理課）
 - 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）
 - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（〃）
 - 開発行為に関する工事の完了（〃）
 - ◆選管告示 個人演説会を開催することができる施設の指定
 - ◆公安指示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
 - ◆海区漁業 委告示 すくい網漁業の操業に関する指示

鳥取県知事 第四回三十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基いて、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

指定番号	種別	図書		表示された発行所名
		題	号	
3658	雑誌その他 の刊行物	E C S T A S Y _ S E N S E	L C - ウ F	アリス出版
3659	"	THE ラブジュース	L J - 5 - K	アリス出版
3660	"	BANANA PRESS	B P - 5 - K	アリス出版
3661	"	淫靡な局部 春雷	L C - ウ G	Do 企画
3662	"	奥まで捕入 うしろ髪	L D - ウ A	Do 企画
3663	"	受精遊戯	L C - ウ J	Do 企画
3664	"	H U M M I N G	H M - 5 - K	Do 企画
3665	"	M i k e y	M K - 5 - K	Do 企画
3666	"	蜜臥り	L C - ウ H	Do 企画

3667	"	MESSAGE	ME 6-K	Do企画
3668	"	ザ・ヒット MAGAZINE 9月増刊号 男の特選地図 No. 10	雑誌 1-4 1-3	三和出版株式会社 6-9
3669	"	ベストビデオ 11月号	雑誌 1-7 9-7	三和出版株式会社 9-11
3670	"	CITY PRESS 12月号	雑誌 0-4 3-3	株式会社東京三世 9-12 社
3671	"	セクシーアクション 12月号	雑誌 0-5 5-1	株式会社サン出版 3-12
3672	"	ベストビデオ 12月号	雑誌 1-7 9-7	三和出版株式会社 9-12
3673	"	ギャルズ・アクション 1月号	雑誌 0-2 5-8	老友社出版株式会 3-1 社
3674	"	CITY PRESS 1月号	雑誌 0-4 3-3	株式会社東京三世 9-1 社
3675	"	オレンジ写真 5月号	なし	三共図書出版社
3676	"	ザ・トップ MAGAZINE 5月号	雑誌 1-4 0-0	株式会社大通出版 7-5
3677	"	THE ポッキー通信 5月号	なし	三共図書出版社
3678	"	ビデオ・エッグス 5月号	雑誌 0-7 6-2	笠倉出版社 1-5
3679	"	ピンクマニア 5月号 いたわり愛撫	なし	三共図書出版社
3680	"	ルンルン写真 5月号	なし	三共図書出版社
3681	"	ギャルズストーリー 5月号	なし	三共図書出版社
3682	"	VIDE GALL通信 No. 29	なし	三共図書出版社

鳥取県知長課四川十一町

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五町）第十八条第十六項の規定に基づいて、次のとおり北条土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同條第十七項の規定による公示する。

平成11年四月一日就任 任期平成四年十月一日から

鳥取県知事 西 尾 召 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 松本 隆 東伯郡北条町大字曲10丸11
平成11年四月一日就任 任期平成四年十月一日から

鳥取県知長課四川十一町

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五町）第十八条第十六項の規定に基づいて、次のとおり北条川右岸土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同條第十七項の規定による公示する。

平成11年四月一日就任

鳥取県知事 西 尾 召 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 加田 光良 西伯郡淀江町大字小波111

渡邊照夫	大字中間四六〇	九八二一一
村側貢	"	"
濱田博美	"	"
石田伊達	米子市尾高八八九	六五一一二〇
青木鐵雄	"	一二四八
中本武志	"	一七四八
相賀功	"	一四二七
長谷川孝雄	下郷三一八	
鴨谷順	"	
仲石総夫	泉一五九一二	
田村義宏	日下二七七一二	
加納美房	"	
米山昭二	西伯郡淀江町大字小波九九四	
松村隆吉	米子市尾高一一八九	
小杉光	福万三三四	

昭和六十二年一月二十三日就任 任期四年

鳥取県告示第四百三十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年四月二十四日

鳥取県告示第四百三十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（国土基本図作成作業）
基本測量（二万五千分の一地形図作成作業）

鳥取県知事 西 尾 邑 次
一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又二 一九六三の二〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 作業期間 平成二年四月二十六日から平成三年三月八日まで
 三 作業地域 鳥取市、米子市及び境港市

鳥取県告示第四百三十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十条第一項の規定に基づき、鳥取新都市土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

鳥取新都市土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

東京都千代田区霞ヶ関三丁目八一

地域振興整備公団

総裁 茂 串 俊

代理人

鳥取市川端一丁目一〇八

地域振興整備公団鳥取都市開発事務所

所長 福永昌徳

三 事業施行期間

昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで

第一工区

昭和六十三年十月二十八日から平成元年十二月三十日まで

第二工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成二年三月三十一日まで
 変更後

第二一一工区 昭和六十三年十月二十八日から平成三年三月三十日まで

一日まで

第三工区

昭和六十三年十月二十八日から平成三年三月三十一日まで

第四工区

昭和六十三年十月二十八日から平成七年三月三十一日まで

第五工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで

第六工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十二年三月三十一日まで

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十二年三月三十一日まで

変更後

第六一一工区 昭和六十三年十月二十八日から平成十二年三月三十一日まで

十一日まで

第六一二工区 昭和六十三年十月二十八日から平成十二年三月三十一日まで

十一日まで

第七工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成二年十月二十日まで

第八工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで

施行地区の区域

鳥取市香取字元結谷丸山並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字

高畑、字穴田、字水堤、字大池平、字大休、字芋谷、字芋山、字堀覆平、

字砥石場、字乳母谷、字本谷、字砥石場平、字池ノ鳴、字岩丸木平、字

小寺谷、字寺谷、字大休ミ及び字堀覆谷の各全部並びに香取字小山谷堤

下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、字袋谷口、字宮ケ鼻、字権

現、字元結口、字元結堤ノ下、字元結、字元結深谷、字奥袋谷、字袋谷、

字元結堤下及び字元結堤トタ、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、字新前田、字

長谷、字山建平、字山立平、字芳ヶ谷、字蝦谷、字海老谷、字池ノ平、

字芦谷、字細谷、字奥山立口、字奥山立、字狸谷、字奥山立平、字治郎

谷、字獻上谷、字犬聲谷、字本谷口、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越

谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字洞道谷、字圓本、字圓本及び字私

都谷、紙子谷字門上谷及び字門所谷、海藏寺字池ノ谷並びに若葉台南七

第一工区

鳥取市香取字小山谷堤下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、
字袋谷口、字元結堤ノ下、字元結堤下、字権現、字宮ケ鼻、字袋谷
及び字元結谷丸山の各一部

第二工区

変更前

鳥取市香取字袋谷口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結堤ノ下、字

元結深谷及び字元結口の各一部

変更後

第二一一工区

鳥取市香取字袋谷口、字元結谷丸山、字袋谷及び字元結口の各一
部

第二一二工区

鳥取市香取字袋谷口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結堤ノ下、字

元結深谷、字元結口及び字奥袋谷の各一部

第三工区

鳥取市香取字元結口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結深谷及び字

奥袋谷並びに生山字長谷の各一部

第四工区

鳥取市生山字小寺谷、字寺谷、字岩丸木平、字砥石場平、字乳母

谷、字本谷、字砥石場、字堀覆平、字堀覆谷及び字大堤の各全部並

びに同町字松ヶ谷、字捨樋谷、字長谷、字新前田、字大池平、字大

休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、字治郎谷、字獻上谷、字本谷口、

字犬聲谷、字芦谷、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、

字小狼谷、字大寺谷、字水堤、字洞道谷、字圓本、字圓本及び字大

休ミ並びに香取字袋谷及び字元結口の各一部

第五工区

鳥取市生山字高烟、字穴田、字池ノ鳴、字芋谷及び字芋山の各全
部並びに同町字大池平、字山建平、字山立平、字水堤、字大休ミ、

字蝦谷、字海老谷、字細谷、字奥山立平、字狸谷、字奥山立、字奥
山立口、字池ノ平、字芳ヶ谷、字新前田及び字私都谷の各一部

第六工区

変更前

鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、
字松ヶ谷、字捨樋谷及び字長谷並びに海藏寺字池ノ谷の各一部

変更後

第六一一工区

鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷並びに生山字松ヶ谷、字捨樋
谷及び字長谷の各一部

第六一二工区

鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、

字松ヶ谷、字捨樋谷及び字新前田並びに字海藏寺字池ノ谷の各一部
第七工区

変更前

鳥取市香取字小山谷、字元結西側、字元結堤ノ下、字元結堤下、
字元結堤下タ、字元結及び字元結深谷の各一部

変更後

鳥取市香取字小山谷、字元結西側、字元結堤ノ下、字元結堤下、
字元結堤下タ、字元結、字元結深谷及び字袋谷口並びに若葉台南七

丁目の各一部

第八工区

鳥取市香取字袋谷口、字小山谷及び字元結西側の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所内

六 施行認可の年月日

昭和六十三年十月二十四日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十日まで

八 公告の方法

九 事務所の掲示板に掲示する。

十 変更認可の年月日

平成二年四月二十三日

鳥取県告示第四百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用
する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の
変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい
て準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課に
おいて公衆の縦覧に供する。

平成二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十月三十日 鳥取県指令受都計三一二第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市生山字新前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市生山二二三五

梅澤 貢

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年四月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

施設の名称	所在地
浪花団地集会所	岩美郡福部村大字海士三三八

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年四月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

遊技機の種類	型	製造業者名
	フィーバーザウルスVII	

ぱちんこ遊技機								
タコヤキII								
汽車ぱっぽI								
道路工事I								
フィーバーレクサスVIIS								
ナイトドラゴンVI								
サンダードラゴンI								
レオペードII								
スーパーリミットII								
ダブルエースI								
ニュービッグロータリーIII								
オレンジロード								
イリュージョン								
ストレンジャー7								
グラップリーア号								
グランドスマム								
チエリオセブン								
有限会社銀座	京楽産業株式会社							

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二年四月二十四日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

操業の承認

西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成二年五月一日から同年八月三十一日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

一 承認の内容

(一) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあっては、当該漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあっては、当該漁業の実績を有する者とする。

(二) 承認の対象となる船舶

総トン数十トン未満の漁船

(三) 承認を受けた者の操業の条件

(1) 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

(2) 共同漁業権区域内で操業しようとする者は、漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。

(3) 他種漁業の操業を妨げてはならない。

(4) 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

(5) 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を、委員会に提出しなければならない。

二 承認の取消し

この承認の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。